

(平成27年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額の記録を、平成15年8月25日は2万9,000円、16年2月25日は6,000円、同年8月25日は7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

元同僚の賞与に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、私がA社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

当該期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書により、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の給与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は2万9,000円、申立期間②は6,000円、申立期間③は7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざる

を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額の記録を、平成15年8月25日は5万6,000円、16年2月25日は12万8,000円、同年8月25日は1万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

元同僚の賞与に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、私がA社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

当該期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書により、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の給与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は5万6,000円、申立期間②は12万8,000円、申立期間③は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認でき

る関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社が承継）における資格取得日に係る記録を平成3年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月21日から同年9月1日まで

私は、C社から同一グループ内のA社へ移籍したが、申立期間も派遣先事業所で継続勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社D営業所発行の雇入通知書及び派遣先事業所の作業日報により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年9月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社へ照会したが、回答が得られず、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5679 (事案 3062 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 43 年 3 月に A 社 (現在は、B 社) C 出張所 D 作業所 (以下「D 作業所」という。) の E 係に配属され、半年ほど F 職で見習後、同年 10 月から G 職勤務となったが、私の厚生年金保険被保険者記録では、49 年 10 月から第 3 種被保険者 (G 職員) となっている。

今回、私が申立期間に G 職員として G 職作業に従事したことについて、D 作業所に勤務していた元同僚 6 人が証明した書面及び当該元同僚のうちの一人が所持していた D 作業所の職員名簿を提出するので、再度調査の上、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B 社は、申立期間当時の厚生年金保険第 1 種及び第 3 種被保険者に係る取扱いについて、「専ら G 職作業に携わる者については、第 3 種被保険者、G 職作業もあるが、F 職での作業が主であった者については、第 1 種被保険者としていた。当時の資料は保存されていないが、申立人についても、この考え方にに基づき届出をしていたはずである。」と回答していること、ii) 申立人が氏名を挙げた A 社 C 出張所で G 職員としての厚生年金保険被保険者期間を有する複数の元同僚の被保険者記録をみると、第 1 種と第 3 種被保険者の資格が混在している者がいることから、同社では、上記の考え方に基づく取扱いをしていたことがうかがわれること、iii) 同社同出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 43 年 3 月 5 日から 45 年 4 月 1 日までの間は、第 1 種被保険者であることが確認できるところ、同社 H 支店 (その後同社 I 支店に名称変更) に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は勤務途中の 49 年 10 月 1 日に第 1 種被保険者から第 3 種被保険者になっており、同

社は、勤務の実態に合わせて種別変更の手続を行っていたことが推認できることなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 23 年 4 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たな資料として元同僚 6 人が申立人の申立期間における G 職勤務を証明した書面及び申立人が実際に勤務していたとする D 作業所の職員名簿を提出しており、当該職員名簿における各職員の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立期間に厚生年金保険被保険者となっている者は申立人を含めて 24 人おり、そのうち 21 人が厚生年金保険第 3 種被保険者であったことが確認できることから、D 作業所に勤務する者の多くは第 3 種被保険者であったもの考えられる。

これらのことから判断すると、申立人が申立期間において G 職作業に従事していたことは推認できるものの、上記の元同僚が証明した書面においては、申立人が申立期間において第 3 種被保険者として厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる記述は無い上、上記の元同僚 6 人のうち、3 人に確認したが、申立人が申立期間において G 職作業に従事していたことのほかに、厚生年金保険料の控除について具体的な供述等を得ることはできない。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、D 作業所において申立人と同年代の第 3 種被保険者が見当たらず、申立人が第 3 種被保険者に相当する標準報酬月額であったか否か比較検討することは困難であるものの、A 社 C 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額の推移を見たところ、定時決定による変動のほか、申立人が G 職作業に従事したことによる報酬月額の変動などはいかぬことから、申立人が申立期間において第 3 種被保険者としての厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、上記の A 社 C 出張所及び同社 H 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、申立期間である昭和 45 年 4 月 1 日に同社同出張所において厚生年金保険第 1 種被保険者資格を喪失した後、同日に同社 H 支店においても引き続き第 1 種被保険者資格を取得しているところ、当該被保険者名簿の記載内容に不自然な点は見当たらない上、当初の申立てにおいて、B 社は、申立期間当時の厚生年金保険第 1 種及び第 3 種被保険者に係る取扱いについて上記のとおり回答していることを踏まえると、各事業主は、申立人の申立期間における被保険者種別を第 1 種被保険者として届け出ているものと考えられる。

このほかに、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険第 3 種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 29 日から 8 年 9 月 25 日まで

私は、昭和 56 年 5 月頃から平成 8 年 9 月頃まで A 社（現在は、B 社が承継）に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、同社における被保険者資格喪失日が 6 年 7 月 29 日となっており、勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が相違している。申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 56 年 5 月頃から平成 8 年 9 月頃まで A 社に勤務し、申立期間において給料から厚生年金保険料が控除されていた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、平成 10 年 1 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表者及びその妻に照会したが回答を得ることはできない上、B 社は、「前事業主から何も聞いておらず、書類等も残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、元同僚の氏名を挙げているが、いずれも姓のみしか記憶しておらず個人を特定することができない上、A 社において厚生年金保険の被保険者と確認できた一人は既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について聞き取り調査を行うことができない。

さらに、A 社に係る閉鎖事項全部証明書によると、同社は、平成 7 年 8 月 19 日に C 社に商号を変更しているところ、同社の事業所名称における申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できるものの、当該雇用保険の離職日は、6 年 7 月 28 日となっており、当該記録は、A 社に係る申立人の厚生年金

保険被保険者記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。